

厚生労働省  
環境省  
経済産業省  
告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第四項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を指定化学物質として指定したので 同条第六項の規定に基づき その名称の公示をする。

平成十七年三月二日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に 基づき、指定化学物質として指定した化学物質の名称	通し番号
830	3 - ヒドロキシ - 1 - アダマンチル = アクリラート	(4) - 1910
831	0 - (3 - クロロ - (E) - アリル) ヒドロキシルアミン	(2) - 4008

- 8 3 2 1, 1, 3 - トリクロロプロパ - 1 - エン ( 2 ) - 4 0 0 9
- 8 3 3 ナトリウム = ベンジル ( 2 - ヒドロキシビフェニル - 2 - イル ) ホ  
スフィナート ( 3 ) - 4 5 6 5
- 8 3 4 1 - ( 2, 3, 8, 8 - テトラメチル - 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 - オクタヒドロ - 2 - ナフチル ) エタノン、1 - ( 2, 3, 8, 8 - テトラメチル - 1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8 a - オクタヒドロ - 2 - ナフチル ) エタノン及び 1 - ( 2, 3, 8, 8 - テトラメチル - 1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8 a - オクタヒドロ - 2 - ナフチル ) エタノンの混合物を主成分 ( 80 % 以上 ) とする、3 - メチルペンタ - 3 - エン - 2 - オンと 3 - メチリデン - 7 - メチルオクタ - 1, 6 - ジエンの反応生成物 ( 4 ) - 1 9 1 1
- 8 3 5 ( 1 R, 2 R, 3 R, 4 S ) - 2 - メチル - 3 - ( 2, 2, 4, 4 - ( 4 ) - 1 9 1 2

テトラメチルペンチル) ビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタンと ( 1 S ,  
2 S , 3 R , 4 R ) - 2 , 3 - ジメチル - 2 - ( 2 , 4 , 4 - トリメ  
チルペンチル ) ビシクロ [ 2 . 2 . 1 ] ヘプタンの ( 7 : 3 ) 混合物

8 3 6 2 - [ ( 3 , 5 , 5 - トリメチルヘキシル ) オキシ ] - 4 - [ ビス ( ( 3 ) - 4 5 6 6  
4 - メトキシ - 4 - オキソブチル ) アミノ ] ベンゼンジアゾニウム =  
ヘキサフルオロリン酸塩

8 3 7 2 , 5 - ジプロポキシ - 4 - ( 1 , 1 , 3 , 3 - テトラメチルブチ ( 3 ) - 4 5 6 7  
ル ) ベンゼンスルホニル = クロリド

8 3 8 1 , 1 , 1 , 2 , 2 , 3 , 3 , 4 , 4 , 5 , 5 , 6 , 6 - トリデカフ ( 2 ) - 4 0 1 0  
ルオロ - 8 - ヨードオクタン

8 3 9 1 , 1 , 1 , 2 , 2 , 3 , 3 , 4 , 4 , 5 , 5 , 6 , 6 , 7 , 7 , ( 2 ) - 4 0 1 1  
8 , 8 - ヘプタデカフルオロ - 1 0 - ヨードデカン

- 8 4 0 3 - [ ( 2 - クロロ - 1 , 3 - チアゾール - 5 - イル ) メチル ] - ( 5 ) - 6 8 4 4  
N - ニトロ - 1 , 3 , 5 - オキサジアジナン - 4 - イミン
- 8 4 1 ジメチル = 2 - メチル - 2 , 2 - ( N - { 5 - アセトアミド - 4 - ( 3 ) - 4 5 6 8  
[ ( 2 - クロロ - 6 - シアノ - 4 - ニトロフェニル ) ジアゼニル ] -  
2 - メトキシフェニル } イミノ ) ジアセタート を主成分 ( 9 5 % 以  
上 ) とする、ジメチル = 2 - メチル - 2 , 2 - ( N - { 5 - アセト  
アミド - 4 - [ ( 2 - クロロ - 6 - シアノ - 4 - ニトロフェニル ) ジ  
アゼニル ] - 2 - メトキシフェニル } イミノ ) ジアセタート とジメチ  
ル = 2 - メチル - 2 , 2 - ( N - { 5 - アセトアミド - 4 - [ ( 2 -  
2 - ブロモ - 6 - シアノ - 4 - ニトロフェニル ) ジアゼニル ] - 2 -  
メトキシフェニル } イミノ ) ジアセタートの混合物
- 8 4 2 ヒドロキシルアミン - O - スルホン酸 ( 2 ) - 4 0 1 2

- 8 4 3 2 , 4 - ジフェニル - 1 H - 1 , 3 - ジアゾール ( 5 ) - 6 8 4 5
- 8 4 4 [ プロパン - 1 , 1 , 3 , 3 - テトライルテトラ ( スルファンジイル ) ] テトラメタンチオール、 [ 1 , 3 - ジチアン - 4 , 6 - ジイルジ ( スルファンジイル ) ] ジメタンチオール及び 2 - ( 1 , 3 - ジチエタン - 2 - イル ) エタン - 1 , 1 - ジイルジメタンチオールの混合物を主成分 ( 3 物質合計約 7 0 % ) とする、ジクロロメタン、チオ酢酸及び 1 , 2 , 2 , 3 - テトラメトキシプロパンの反応生成物 ( 5 ) - 6 8 4 6
- 8 4 5 2 - [ ( 2 - エチルヘキシル ) スルファニル ] - 5 - *tert* - ブチルアニリン ( 3 ) - 4 5 6 9
- 8 4 6 5 , 5 , 5 - トリヒドロキシ - 6 , 6 , 6 - [ ( 1 - スルホ - 2 - ナフチル ) ジアゼニル ] - 4 , 4 , 4 - { ニトリロトリス [ エチレンイミノ ( 6 - クロロ - 1 , 3 , 5 - トリアジン - 4 , 2 - ジイル ) イミノ ] } トリス ( ナフタレン - 2 , 7 - ジスルホン ( 5 ) - 6 8 4 7

酸)のリチウム、ナトリウム混合塩を主成分(45%以上)とする、  
 2, 2, 2 - ニトリロトリス(エチルアミン)と{4 - (4,  
 6 - ジクロロ - 1, 3, 5 - トリアジン - 2 - イル)アミノ} - 5 -  
 ヒドロキシ - 6 - [(1 - スルホ - 2 - ナフチル)ジアゼニル]ナフ  
 タレン - 2, 7 - ジスルホン酸のリチウム、ナトリウム混合塩}の反  
 応生成物

8 4 7 2, 3, 5, 6 - テトラフルオロ - 4 - (メトキシメチル)ベンジル (3) - 4 5 7 0  
 = 2, 2 - ジメチル - 3 - (2 - メチルプロパ - 1 - エン - 1 - イ  
 ル)シクロプロパンカルボキシラート

8 4 8 4 - (p - トリルスルホニル)フェノール (3) - 4 5 7 1

8 4 9 4, 4 - {1, 3 - フェニレンビス[プロパン - 2, 2 - ジイル( (4) - 1 9 1 3  
 4, 6 - ジヒドロキシ - 3, 1 - フェニレン)プロパン - 2 - ジイ  
 ル]}ジフェニル = ビス(6 - ジアゾ - 5 - オキソ - 5, 6 - ジヒド

ロナフタレン - 1 - スルホナート) を主成分 ( 6 0 % 以上 ) とする、  
6 , 6 - ビス [ 1 - ( 4 - ヒドロキシフェニル ) - 1 - メチルエチ  
ル ] - 4 , 4 - ( 1 , 3 - フェニレンジプロパン - 2 , 2 - ジイ  
ル ) ビス ( ベンゼン - 1 , 3 - ジオール ) と 6 - ジアゾ - 5 - オキ  
ソ - 5 , 6 - ジヒドロナフタレン - 1 - スルホン酸の反応生成物

8 5 0 6 , 6 - ビス [ 1 - ( 4 - ヒドロキシフェニル ) - 1 - メチルエチ ( 4 ) - 1 9 1 4  
ル ] - 4 , 4 - ( 1 , 3 - フェニレンジプロパン - 2 , 2 - ジイ  
ル ) ビス ( ベンゼン - 1 , 3 - ジオール )

8 5 1 2 - [ ( 1 - アリル - 4 , 5 - ジシアノイミダゾール - 2 - イル ) ( 5 ) - 6 8 4 8  
ジアゼニル ] - 5 - ( ジプロピルアミノ ) アセトアニリド

8 5 2 ジエチル = 2 , 5 - ジプロモヘキサンジオアート ( 2 ) - 4 0 1 3

8 5 3 1 , 1 , 2 , 2 , 3 , 3 , 4 , 4 - オクタフルオロ - 1 , 4 - ジヨー ( 2 ) - 4 0 1 4

## ドブタン

- 8 5 4 4 - {ビス[(*N,N*-ジブチルカルバモイル)メチル]アミノ} - (3) - 4 5 7 2  
2 - (1-エチルプロピルオキシ)ベンゼンジアゾニウム = ヘキサフル  
ルオロホスファート
- 8 5 5 (*RS*) - シアノ(3-フェノキシフェニル)メチル = 2, 2, 3, (3) - 4 5 7 3  
3 - テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート
- 8 5 6 7 - (4-エチル-1-メチルオクチル)キノリン - 8 - オールを主 (5) - 6 8 4 9  
成分(80%以上)とする、5-エチルノナン-2-オンとキノリ  
ン-8-オールの反応生成物の水素添加物
- 8 5 7 ポリ(イミノカルボンイミドイルイミノ-1, 6-ヘキサンジイル)リ (6) - 2 6 5 4  
ン酸塩



- 8 5 8 アクリル酸・シクロヘキシル = アクリラート・エチル = アクリラート ( 6 ) - 2 6 5 5  
共重合物、ナフテン酸及び亜鉛塩 ( 有機酸又は無機酸 ) の反応生成物  
( 水に不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が 1 % 以下である  
ものに限る。 )
- 8 5 9 ジエタノールアミン・ホルムアルデヒド・ノニルフェノール重縮合物 ( 7 ) - 2 8 5 2  
の [ エチレンオキサイド ( 付加数  $m = 0 \sim 20$  ) 及びプロピレンオキ  
サイド ( 付加数  $n = 0 \sim 20$ 、 $1 \leq m + n \leq 20$  ) ] 付加物
- 8 6 0 フェニル =  $n$  - アルカン (  $C = 14 \sim 17$  ) スルホナートを主成分と ( 6 ) - 2 6 5 6  
する、 $n$  - アルカン (  $C = 14 \sim 17$  ) スルホニル = クロリドとナト  
リウム = フェノラートの反応生成物
- 8 6 1 (  $R$  ) - キヌクリジン - 3 - オール ( 5 ) - 6 8 5 0
- 8 6 2 2 , 2 - ビス (  $t e r t$  - ペンチルペルオキシ ) ブタンを主成分 ( ( 2 ) - 4 0 1 5

80%以上)とする、*tert*-ペンチル = ペルオキシドとブタン -  
2 - オンの反応生成物

863 トリブチル(メチル)ホスホニウム = ヨージド (2) - 4016

864 *N,N*-ジメチル - プロパ - 2 - エン - 1 - イルアミン・プロパ - (6) - 2657  
2 - エン - 1 - イル尿素共重合物

865 ナトリウム = *N*-クロロスルファマトを主成分(約35%以下)と (1) - 1242  
する、(水酸化ナトリウム水溶液とスルファミン酸の反応生成物)と  
次亜塩素酸ナトリウム水溶液の反応生成物